

令和4年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年5月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道 (欠席)	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則	31番 満生 直樹
37番 上野 智実		

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 4号 ~~農地法第4条の規定による許可申請について(取下)~~
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝 久
係 長 松尾 康 年

事務吏員 渡 辺 晃
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

なし

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は5番武井委員より欠席の届出があつていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に3番井上委員、4番末石委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

5ページまで25件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から25番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。隣接する道路より低く耕作が不便なため地上げして田を畑へ変更して農作業効率を高めるものです。なお、土砂240㎡を使用し、70cmの地上げを行うものです。施工期間は5月1日から7月31日まで、作付け予定作物は飼料用作物です。排水については地下浸透と自然流下及び既設水路へ放流です。水利関係は地元の承諾を得てあります。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。

議 長 7ページをお開きください。次に、報告第3号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議 長 13番中嶋委員。

13番 (中嶋委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建設、転用の理由は現在、農業用倉庫が足りないため新たに建設しようとするものです。参考事項といたしまして、農業用倉庫1棟25.74㎡。農地の区分は第2種農地です。以上、報告いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

18番挙手

議 長 18番林委員。

18番 (林委員) 地目が山林となっていますが、農地でなければ転用の届出はいらないと思いますが、素朴な疑問です。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 本件につきましては、登記簿上の地目は山林となっていますが、農地法の取扱上現況が農地であり、農地台帳に登録されている土地であります。そのため、手続きを踏んで転用者に対応していただいているところです。

議 長 18番林委員よろしいですか。

18番挙手

議 長 18番林委員。

18番 (林委員) わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第3号を終わります。

8ページをお開きください。次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 13 番中嶋委員、29 番水城委員を指名いたします。
次に審議番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたしますします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 4 番末石委員、31 番満生委員を指名いたします。
審議番号 1 番から 3 番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号 1 番から 3 番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は可決されました。
9 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 朗読をもって説明 10 ページまで 5 件ございます。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。
17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員
17 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親族からの要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。
1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。
1 番 (徳田委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
7番挙手
- 議 長 7番椿委員。
7番 （椿委員）審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、相手方からの要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。
11番挙手
- 議 長 11番鳥巢委員。
11番 （鳥巢委員）審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住で農業をしていないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手
- 議 長 16番畑委員。
16番 （畑委員）審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時55分まで休憩します。

14時23分休憩

14時55分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

11ページをお開きください。次に、議案第3号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良・一時転用です。変更の理由は埋蔵文化財の発掘調査のために令和4年6月末まで申請地に入れないことから、一時転用期間の延長を申請するもの。なお、前回の農地法4条許可は令和3年5月25日となっています。参考事項といたしまして、変更前の事業期間は、令和3年6月10日から令和4年5月31日までですが、変更後の事業期間は令和3年6月10日から令和6年5月31日までとなっています。

ご審議方よろしくご願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします

13ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。15ページまで6件ございます。

ご審議方よろしくご願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長 17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は太陽光発電設備の設置、理由は、太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るもの。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくご願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

- 6番 (小島委員) 雨水は地下浸透ということですが、これだけの面積があれば雨水は1箇所に集中しませんか。
- 17番挙手
- 議長 17番手嶋委員。
- 17番 (手嶋委員) 申請地は9筆ございますが、河川に隣接しており、既設排水路がありますのでそれで集水し河川へ放流することになります。
- 議長 6番小島委員よろしいですか。
- 6番挙手
- 議長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) わかりました。
- 議長 防草シートの設置はしないのですか。
- 17番挙手
- 議長 17番手嶋委員。
- 17番 (手嶋委員) 防草シートの設置はしないそうです。刈り取り等の作業は行うそうです。
- 議長 わかりました。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 設置する太陽光パネルの高さはどれくらいでしょうか。パネルの下で作物等の栽培をされるのでしょうか。
- 17番挙手
- 議長 17番窪山委員。
- 17番 (手嶋委員) うきは市のバイパス沿いに少し高めのパネルが設置してありますが、高さは1mから1m50cm程度と思います。作物等の栽培はしないそうです。
- 議長 9番窪山委員よろしいですか。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) わかりました。
- 15番挙手
- 議長 15番永井委員。
- 15番 (永井委員) 太陽光パネルの耐用年数は20年から30年と聞いていますが、寿命を迎えたり、災害等で被災したパネルの処理が、現在、問題となっているようですが、これについて市は対策等を考えてあるのでしょうか。
- 議長 この問題は農業委員会の管轄外の問題と思いますが、いかがでしょうか。しかし、廃棄物処理についての制度化は必要と思います。
- 15番永井委員よろしいですか。
- 15番挙手
- 議長 15番永井委員。
- 15番 (永井委員) わかりました。
- 議長 他に、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
- 14番挙手

- 議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は農家住宅の建設、理由は、現在の農家住宅敷地が道路拡張工事で収用されるため、親の農地に農家住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟151.39㎡、農業用倉庫1棟43.77㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。
10番挙手
- 議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 農家住宅と農業用倉庫ということで1,000㎡以上の転用ということですが、一般的には500㎡としています。面積要件について説明をお願いします。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 一般個人住宅については概ね500㎡、建蔽率22%以上ということで、説明しているところです。農家住宅については概ね1,000㎡ということで説明していますが、土地の形状や建物の配置状況等を考慮し県が適正な面積であるか判断しているところです。
10番挙手
- 議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) 1,000㎡が上限ということでしょうか。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 1,000㎡が上限ではあるのですが、土地の形状やその他の要因等もありますので「概ね」という取扱いをしているところです。
- 議 長 10番長野委員よろしいですか。
10番挙手
- 議 長 10番長野委員。
10番 (長野委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手
- 議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟144.08㎡。農地法の運用は、鉄道の駅「西鉄上浦駅」から300m以内の農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は次の審議番号4番に出されてありますが、隣接地に排水路を設置し既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあ

ります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は住宅用排水路の整備、理由は、自己用住宅建設にあたり、その排水路を親の農地に設置するもの。農地法の運用は、鉄道の駅「西鉄上浦駅」から300m以内の農地。農地の区分は第3種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして居宅1棟57.96㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議 長 13番中嶋委員。

13番

(中嶋委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は、来客・従業員用駐車場を整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地597.06㎡、駐車場台数8台。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、

敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。

雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「ありません。」）

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。

議長
全委員 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
16ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局 事務局。

（岩切）審議番号1番は、推進機構への売渡しです。以上、1番の計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

17ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局 事務局。

（川波）議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議長
3番 3番井上委員。

（井上委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域内農地7筆、農用地区域外農地2筆、計9筆、第2種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態のため、非農地判断の申請がなされたものです。農用地7筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。なお、非農地判断後は林野庁の森林山村多目的機能発揮対策復興資金を活用し里山林景観を維持するための活動をする予定です。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
（「ありません。」）

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

18ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。空き家の南に農地が隣接しています。道路に接しているのは、空き家北側のみです。農地の管理を考えますと空き家のみ売却され農地が残った場合、その後の農地売却等も難しいことから空き家と農地の購入者が同じである方が好ましいと考えられます。本件につきましては、宅地と農地が一体として売却された方が、今後の農地管理等を考慮すると適当と思われれます。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長
全委員
議長

なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:31)